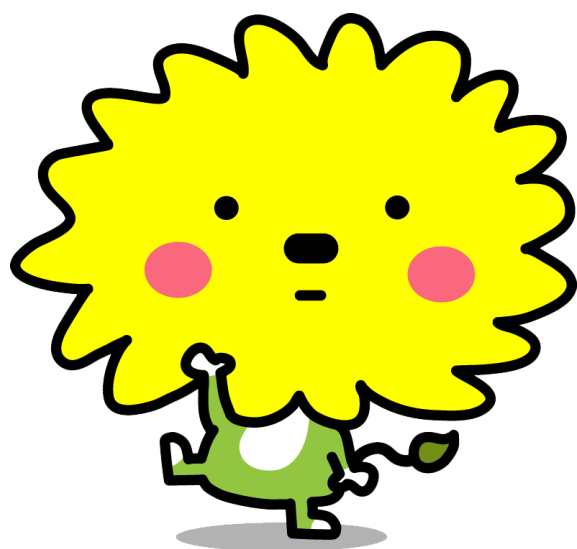


阿南市イメージアップキャラクター「あななん」
イラスト・写真利用の手引き



阿南市

令和4年1月版

阿南市イメージアップキャラクター「あななん」について

★あななんプロフィール★

いちばん最初に太陽が昇る、四国最東端の「光のまち阿南」に咲くひまわりから生まれ、花と光のたてがみを持った百獣の王ライオンのような不思議な生物。豊かな自然の光と、人々が創り出す新しい光のエネルギーをたっぷり浴びて元気にのびのび育っています。

名前 あななん

性別 不明

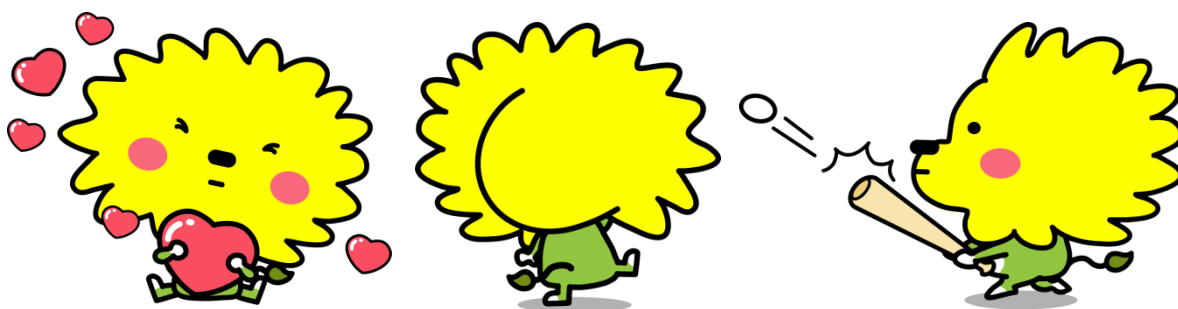
誕生日 平成25年10月12日

出身地 四国最東端のまち徳島県阿南市

仕事 一応公務員で阿南市をPRすることがお仕事

性格 ゆるい顔をしていると言われるけど実はヤル気と元気に満ちている

特技 ときどき走る、ときどき踊る



使用にあたっての留意点

- ① 使用に起因する問題が生じた場合には、利用者が速やかに対処する責任を負うものとし、阿南市は一切の責任を負いません。
- ② 使用にあたっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤認や誤解を与えないようにしてください。
- ③ 使用承認は、阿南市が著作権を有する「あななん」のイラスト、写真を使用することを許可するものであり、使用承認を受けた者に権利が発生するものではありません。また、他の申請者の同様の申請を妨げるものではありません。
- ④ あななんの使用ができるのは、申請のあった商品に対してのみです。追加、変更がある場合は、お問い合わせください。

次の場合、使用の承認はできません

- ① 阿南市の信用及び品位を害し、又は害するおそれがあるとき
- ② 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき
- ③ 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき
- ④ 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき
- ⑤ その他市長が使用について適当でないと認めるとき

使用申請手続き

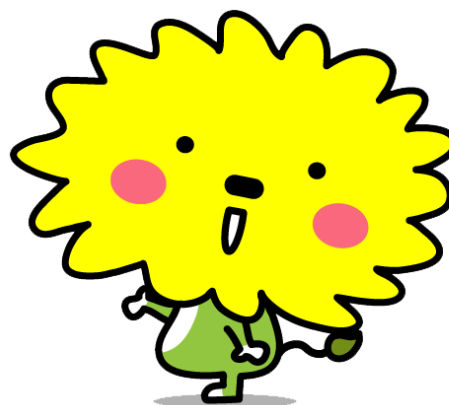
「あななん」のイラストや写真の使用について報道関係機関が報道目的に利用する場合や個人使用の場合を除き、直接利用しようとされる方からの事前申請が必要になります。申請が必要かどうかの判断基準は商用かどうかです。販売する商品かどうか、商用広告や商用看板ではないかで判断してください。これらに該当する場合は申請が必要となります。また、雑誌等の企画・特集で「あななん」を利用したい場合は事前に申請が必要です。

個人使用の範囲と注意

個人使用の目的では、申請の必要はありません。ただし、オリジナルのキャラクターと誤認されることがないように、注意してください。できる限り、著作権に関する表示として ©2013 ANAN CITY を記入してください。使用方法については、本手引きのルールを遵守してください。

次のようなときを個人使用の範囲とします

- ①おたより・通知に使用する
(ただし、商品広告等に利用する時は申請が必要です)
- ②個人が使用する物にプリントする(販売しない)
※Illustrator のデータが必要な時はお問い合わせください。



★イラストを使用したい ★

必要書類

- ① 阿南市イメージアップキャラクター使用承認申請書（印鑑が必要）
- ② 利用する商品やパンフレット等の見本
※見本が添付できない場合は、写真・図案や原稿等、確認できるものをご用意ください。
- ③ 企業・団体等の概要書（パンフレット等）
※個人申請の場合はプロフィール（名前・住所・連絡先）が必要になります。

申請様式について

阿南市のホームページからのダウンロード及び阿南市産業部商工政策課に備え付けの様式にて申請してください。

使用までの流れ

申請書の提出 → 審査 → 承認 → 承認 通知 到着
→ キャラクターの使用 → 完成品の提出
※承認通知が届くまで10日程度必要です。
早めの申請をお願いします。

提出方法

阿南市産業部商工政策課に持参または郵送で提出してください。

提出先

〒774 - 8501

徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3

阿南市産業部商工政策課 宛

完成品の提出と使用期間

①すべて完成品のご提出を1部お願いします。

※提出が困難な時は、その写真の提出でもかまいません。

②使用承認期間

使用できる期間は1回の申請で最長2年間です。

使用承認期間経過後、引き続き使用したい場合は再申請が必要となります。

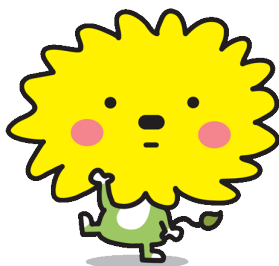
※契約書等により使用期間を定めた場合はこの限りではありません。

承認後 変更が生じた時は、再度申請書をご提出ください。

使用上のきまり

①原則使用できるデザインは別紙「★あななん★イラスト一覧」に掲げるイラストです。

②デザインを使用する際はイラストの近くに「阿南市イメージアップキャラクターあななん」と承認通知に記載されている承認番号の表記を加えてください。あななんに決まったロゴはありませんが、キャラクターのイメージを損なうようなフォントを使用しないでください。



<記入例>

商品に使用する場合

阿南市イメージアップキャラクター「あななん」
©2013 ANAN CITY No. ●●●

を商品もしくはパッケージ、タグに記載

広告・宣伝・POPに使用する場合

阿南市イメージアップキャラクター「あななん」
©2013 ANAN CITY No. ●●●

をキャラクターの近くに掲載

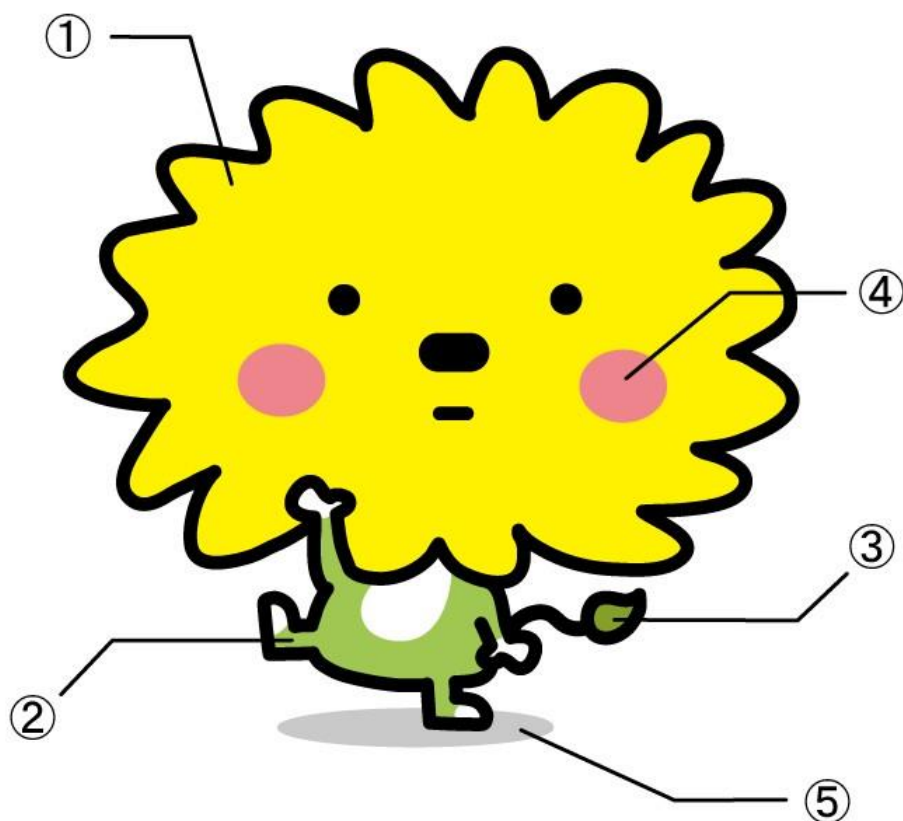
個人で使用する場合

©2013 ANAN CITY

と記載

③色を変更してはいけません。下記の指定色を使用してください。

あななん指定色（カラー）



①

CMYK/0 0 0 100 RGB/255 241 0

②

CMYK/43 4 80 0 RGB/161 200 83

③

CMYK/55 25 100 0 RGB/133 160 41

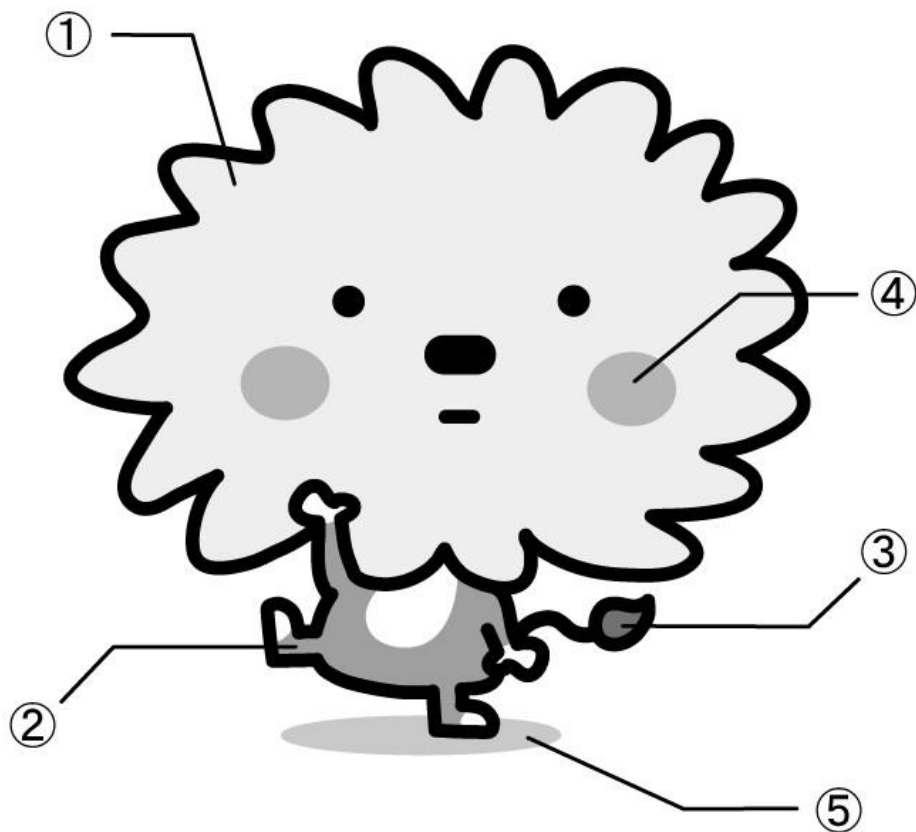
④

CMYK/0 60 30 0 RGB/238 133 140

⑤

CMYK/0 0 0 30 RGB/202 202 202

あななん指定色（モノクロ）



①

CMYK/0 0 0 10 RGB/239 239 239

②

CMYK/0 0 0 50 RGB/159 159 159

③

CMYK/0 0 0 70 RGB/114 114 114

④

CMYK/0 0 0 40 RGB/181 181 181

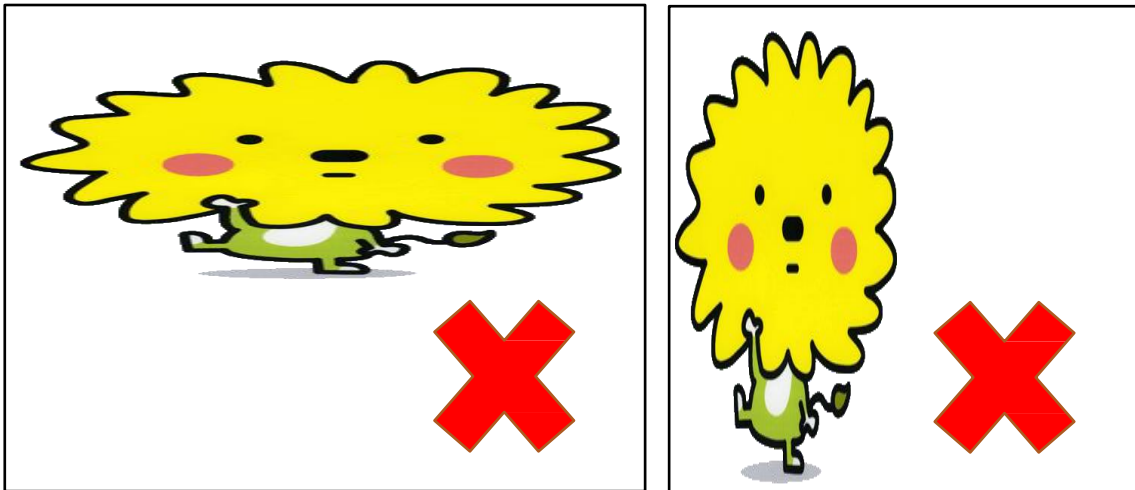
⑤

CMYK/0 0 0 30 RGB/202 202 202

④画像を拡大縮小する場合は、**縦横等倍**で行ってください。

キャラクターを認識できないサイズでの使用は避けてください。

してはいけない例



⑤改変について

キャラクターの改変については認められた改変以外はできません。

認められる改変

★デザインの配置上の問題など、やむを得ず、キャラクターの一部を切り取って使用する、動作が変わる等

→事前に連絡が必要です。あななんのイメージや形状等から総合的に判断し、市が認めた場合のみ可能とします。

★被り物やアイテムを持つ

→事前に連絡が必要です。あくまでキャラクターのイメージを損なわないことを前提とします。「あななんのおすすめ」や「あななんのイチオシ」といった表記は避けてください。



★写真を使用したい★

必要書類

- ① 阿南市イメージアップキャラクター使用承認申請書（印鑑が必要）
- ② 利用する商品やパンフレット等の見本
※見本が添付できない場合は、写真・図案や原稿等、確認できるものをご用意ください。
- ③ 企業・団体等の概要書（パンフレット等）
※個人申請の場合はプロフィール（名前・住所・連絡先）が必要になります。

申請様式について

阿南市のホームページからのダウンロード及び阿南市産業部商工政策課に備え付けの様式にて申請してください。ご自身で撮影されている写真の使用も可能ですが申請時に添付してください。

使用までの流れ

申請書の提出 → 審査 → 承認 → 承認 通知 到着
→ キャラクターの使用 → 完成品の提出
※承認通知が届くまで10日程度必要です。
早めの申請をお願いします。

提出方法

阿南市産業部商工政策課に持参または郵送で提出してください

提出先

〒774 - 8501

徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3

阿南市産業部商工政策課 宛

完成品の提出と使用期間

- ① **すべて完成品のご提出を1部お願いします。**
※提出が困難な時は、その写真の提出でもかまいません。
- ② **使用承認期間**
使用できる期間は1回の申請で最長2年間です。
使用承認期間経過後、引き続き使用したい場合は再申請が必要となります。
※契約書等により使用期間を定めた場合はこの限りではありません。
承認後 変更が生じた時は、再度申請書をご提出ください。

使用上のきまり

- ① 使用できる写真は、阿南市が撮影した写真とご自身が撮影された写真(申請時に写真添付が必要)です。
- ② デザインを使用する際は写真の近くに「阿南市イメージアップキャラクター「あななん」と承認通知に記載されている承認番号の表記を加えてください。あななんに決まったロゴはありませんが、キャラクターのイメージを損なうようなフォントを使用しないでください。

商品に使用する場合

阿南市イメージアップキャラクター「あななん」
©2013 ANAN CITY No. ●●●

を商品もしくはパッケージ、タグに記載

広告・宣伝・POPに使用する場合

阿南市イメージアップキャラクター「あななん」
©2013 ANAN CITY No. ●●●

をキャラクターの近くに掲載

個人で使用する場合

©2013 ANAN CITY

と記載



② デザインを使用する際はイラストの近くに「阿南市イメージアップキャラクターあななん」と承認通知に記載されている承認番号の表記を加えてください。あななんに決まったロゴはありませんが、キャラクターのイメージを損なうようなフォントを使用しないでください。

③ 画像編集ソフト等を用いる場合は「あななん」のイメージを損なうような画像編集はしないでください

例：表情を変える

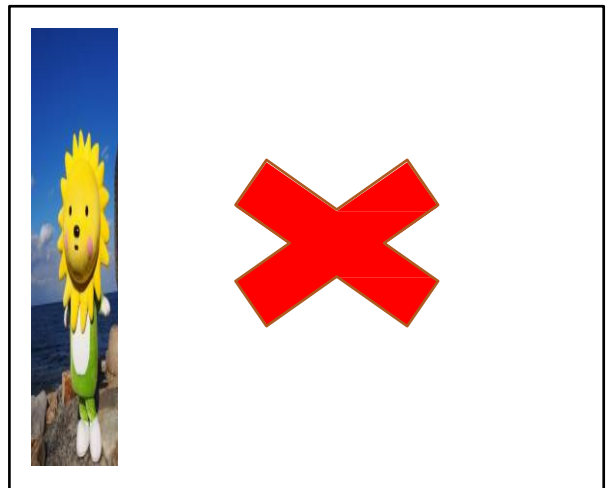
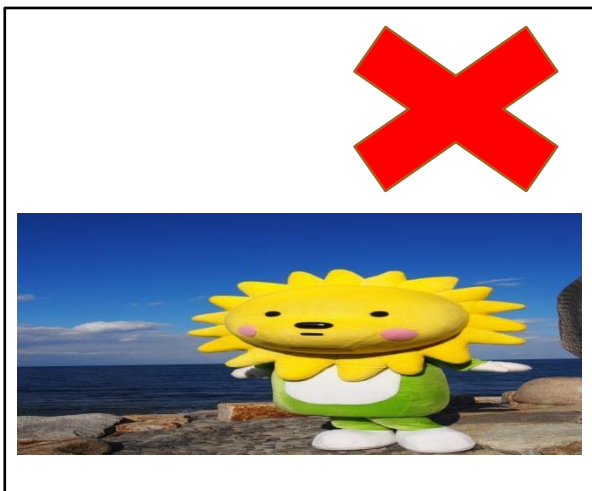
「あななん」の色を異なるものに変える

「あななん」のイメージにふさわしくない背景にする 等

④ 画像を拡大縮小する場合は、**縦横等倍**で行ってください。

キャラクターを認識できないサイズでの使用は避けてください。

してはいけない例



⑤ 改変について

キャラクターの改変については認められた改変以外はできません。

認められる改変

★デザインの配置上の問題など、やむを得ず、キャラクターの一部を切り取って使用する、動作が変わる等

→事前に連絡が必要です。あななんのイメージや形状等から総合的に判断し、市が認めた場合のみ可能とします。

★被り物やアイテムを持つ

→事前に連絡が必要です。あくまでキャラクターのイメージを損なわないことを前提とします。「あななんのおすすめ」や「あななんのイチオシ」といった表記は避けてください。

あななんをよろしくお願ひします！！

